

離島振興法改正に係る離島関係都道県連絡会

【会議次第】

- 日 時：令和4年11月25日（金）16：00～
- 出席者：別添一覧のとおり
- 開催方法：Web 会議システム（Teams）によるオンライン開催

離島振興法の一部を改正する法律 概要

現行の離島振興法に規定されている主な事項

「」内の条文は一部要約したもの

1. 法の目的

「領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等重要な役割を担う離島が、厳しい自然的社会的条件下にあることに鑑み、地域における創意工夫を活かしつつ、離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、無人の離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。」

2. 国の責務

「国は、離島の振興のため必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、及び実施する責務を有する。」

3. 離島振興対策実施地域の指定

4. 離島振興基本方針

5. 離島振興計画

「都道府県は、離島振興基本方針に基づき、離島振興計画を定めるよう努めるものとする。」(策定時は市町村が案を作成) 基本的な方針のほか、交通、通信、産業、雇用、生活環境、医療、介護、福祉、教育、再工業、防災等について記載

6. 補助割合の特例、離島活性化交付金等

7. 離島に対する各種配慮規定

- 【公共事業について特別の配慮】
- 【地方債について特別の配慮】
- 【医療】
 - ・医師の確保等の医療の充実について適切な配慮
- 【介護・福祉】
 - ・介護サービスの提供、従事者確保等について適切な配慮
 - ・福祉施設の整備等について適切な配慮
- 【交通・通信】
 - ・交通の確保充実等について**特別の配慮**
 - ・高度情報通信ネットワーク等の充実について適切な配慮
- 【産業振興】
 - ・農林水産業の生産基盤強化等について適切な配慮
- 【就業促進】
 - ・職業能力開発のための施策等について適切な配慮
- 【生活環境整備】
 - ・住宅等、生活環境の確保のための施策について適切な配慮
- 【教育】
 - ・島外の学校に通学する生徒等への支援について適切な配慮
 - ・教職員の確保について**特別の配慮**
 - ・学校教育の充実、生涯学習振興について適切な配慮
- 【エネルギー】
 - ・再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮
- 【地域文化振興について適切な配慮】
- 【観光振興地域間交流について適切な配慮】
- 【自然環境の保全再生について適切な配慮】
- 【防災】
 - ・防災対策の推進について適切な配慮
- 【その他法律の規定の運用等について適切な配慮】

8. 離島振興法の法期限 (令和4年度末まで)

今般の改正事項

I. 総則的事項

(1) 目的の改正【第1条】

- ① 離島の役割として、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を追加
- ② 離島振興において、**「関係人口」**のような島外の人材を巻き込んでいく視点を追加

(2) 都道府県の責務(新設)【第1条の3】

都道府県による離島市町村への支援の努力義務を新設

II. 離島振興計画の記載事項の充実等

(1) 基本方針等に「橋梁の整備」を明記【第3条】

(2) 離島振興計画の記載事項の充実【第4条】

- ① 計画の目標及び期間・フォローアップに関する事項
- ② 地域の特性に応じた産業振興に関する事項
- ③ 都道府県による離島市町村への支援に関する事項

(3) 石油製品の価格の低廉化に関する事業の公表を明記【第7条の4】

III. 離島に対する配慮規定の充実

(1) 医療【第10条】

- ・住民が安心して生活できるよう、医師不足等の状況に鑑み、**「医師の確保等の医療の充実について特別の配慮とする」**。
- ・地理的な制約を和らげ、住民負担の軽減に資する**「遠隔医療」**について配慮規定に明記

(2) 介護・福祉【第10条の2、第11条】

- ・介護の担い手不足が深刻化する中、離島の介護従事者を確保するため**「島内人材等の活用促進」**、「**介護ロボットの導入**」について配慮規定に明記
- ・多様な方々が離島に住み続けられるよう**「障害者福祉」**、「**児童福祉**」についても配慮規定に明記

(3) 交通・通信【第12条、第13条】

- ・**「高速安定航行が可能な船舶などの船舶・航空機に対する設備投資」**、「**ドローンの活用**」について配慮規定に明記
- ・情報通信基盤はICT活用ための基礎的インフラであるため、**「高度情報通信ネットワークの充実について特別の配慮とする」**。
- ・高度情報通信ネットワークの充実を図る上で離島の負担となりうる**「維持管理」**について配慮規定に明記

(4) 産業振興【第14条】

- ・昨今の社会の変化を踏まえ、**「場所に制約されない働き方の普及」**について配慮規定に明記

(5) 就業促進【第14条の2】

- ・人口減少が進む離島において、担い手確保を図るため、**「高齢者の就業促進」**について配慮規定に明記

(6) 生活環境整備【第14条の3】

- ・定住促進を図る上で有効な空き家改修による住宅の確保を促進するため、**「空家活用」**について配慮規定に明記

(7) 教育【第15条】

- ・将来の関係人口にもつながる**「離島留学」**及び教育の質の向上等につながる**「遠隔教育」**について配慮規定に明記
- ・小中学校を含む公立学校の教職員の定数・処遇について配慮規定に明記

(8) エネルギー【第17条の3】

- ・全国的な脱炭素化の動きが高まる中、**「再生可能エネルギーの利用推進施策の充実」**や**「地域の実情に応じた再生可能エネルギーの活用」**について配慮規定に明記

(9) 防災【第17条の4】

- ・離島の風水害や地震への対策を進めるため、**「事前防災、減災等に資する国土強靱化」**について配慮規定に明記

(10) 感染症発生時等(新設)【第17条の5】

- ・感染症が発生した場合等における離島の住民生活の安定及び福祉の向上について配慮規定を新設

(11) 小規模離島への配慮(新設)【第17条の6】

- ・高齢化が進む**「小規模離島」**について、**「日常生活に必要な環境の維持が図られるよう配慮する規定を新設」**

(12) 規制の見直し(新設)【第18条の2】

- ・離島に係る規制の見直しについて提案があった場合の配慮規定を新設

IV. 離島振興法の法期限の延長【附則第2項】

離島振興法の法期限を**10年間延長**する(令和14年度末まで)
※改正後5年経過した場合、必要に応じて見直し等を講じる

国の負担若しくは補助又は交付金に関する経過措置について

1. 附則第三条

令和五年度の予算に係る国の負担若しくは補助又は交付金の交付に係る事業又は事務（以下この条において「事業等」という。）で、新法第四条第一項の規定による離島振興計画が定められるまでの間に、離島の振興のため緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が関係都道府県の意見を聴くとともに関係行政機関の長に協議して決定したものについては、当該事業等を同項の規定による離島振興計画に基づく事業等とみなして、新法の規定を適用する。

2. 今後の手続き

- ① 各都道府県に対し、経過措置を適用する事業についての事前照会
(令和5年1月頃か)
- ② ①を踏まえて、経過措置を適用する事業について正式に意見聴取
(令和5年2月頃か)
- ③ ②の後、2週間を目処に、経過措置を適用する事業についての決定通知

※①の事前照会にあたっては、下記のフォーマット中に、緊急に実施する必要がある事業種別を記載いただくことを想定しています。

該 当 条 文	事 業 種 別
第 七 条	
第 七 条 の 二	

(参考) 事業種別 一覧

該当条文	事業種別
第七條	<p>治山、治水、海岸、道路整備、港湾整備、空港整備、道路環境整備、水道施設整備、廃棄物処理施設整備、農業農村整備、森林整備、水産基盤整備、農山漁村地域整備、社会資本整備 総合交付金、防災・安全交付金、公立文教施設整備</p>
第七條の二	<ul style="list-style-type: none"> ○高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実に する事業 ○物資の流通の効率化に関する事業 ○漁業の再生に関する事業 ○雇用の拡充に関する事業 ○無医地区及びへき地における医療の確保に関する事業 ○妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供 する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊 婦が当該離島の区域外の病院、診療所等に健康診査の受診 又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない 場合における当該通院又は入院に対する支援に関する事 業 ○高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる 教育施設（以下この号において「高等学校等」という。） が設置されていない離島の区域（当該離島の区域が二以上 の市町村の区域にわたる場合にあつては、当該離島のうち 一の市町村の区域に属する区域。以下この号において同 じ。）内から当該離島の区域外に所在する高等学校等への 通学又は当該高等学校等へ通学するための当該離島の区域 外における居住に対する支援に関する事業 ○離島と他の地域との間の交流の促進に関する事業 ○防災対策の推進に関する事業（国土保全施設の整備を除 く。） ○離島の振興に寄与する人材の確保に関する事業